

一般社団法人日本壁装協会 会員に関する規則

制定 2019 年 7 月 26 日

(本規則の目的)

第 1 条 本規則は、一般社団法人 日本壁装協会（以下「本会」という。）の会員の種類、入退会その他会員に関する事項について定める。

(会員の種類)

第 2 条 本会の会員の種類は、正会員及び準会員（以下正会員と準会員をあわせて「会員」という。）とする。正会員及び準会員とは、それぞれ次の各号に定める者をいう。

- (1) 正会員 本会の設立時に本会の社員となり引き続き現在も本会の社員である者、及び次条第 2 項の手続を完了しかつ定款第 8 条も履行して本会の社員となった者。
- (2) 準会員 正会員以外の、壁紙関連の事業者である法人又は団体であつて、次条第 1 項に定める手続を完了した者。

(入会)

第 3 条 本会に準会員として入会しようとする者は、所定の書式により入会を申請し、理事会の承認を得て、次条に定める入会金及び当該年度の年度会費を納入することにより、本会の準会員として入会することができる。（なお、年度とは定款に定める事業年度をいう。以下同じ。）
2 準会員から正会員になろうとする者は、所定の書式により正会員になることを希望することを申請し、理事会の承認を得て、次条に定める正会員の入会金及び年度会費から準会員の入会金及び年度会費を控除した金員を納入することにより、正会員になることができる。正会員は、定款第 8 条第 1 項に定める本会の社員の地位を有する。

(入会金及び会費)

第 4 条 会員は、下記の入会金及び年度会費を負担する。

記

会員の種別	入 会 金	年 度 会 費
正 会 員	300,000 円	120,000 円
準 会 員	60,000 円	60,000 円

- 2 会員は、定時社員総会開催日の属する月の末日までに当該年度の年度会費を支払う。
- 3 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間に入会する者の年度会費については、第 1 項に定める年度会費の 2 分の 1 を超えない範囲でこれを減額することができる。前記期間に準会員から正会員になった者の当該年度の正会員の年度会費については、免除することができる。
- 4 会員が本会に納入した入会金及び年度会費については、理由の如何にかかわらずこれを返却しない。

(退会)

- 第5条 正会員は、定款の定めに従い本会の社員でなくなったときは、本会を退会する。
- 2 準会員は、退会日の1か月前までに退会届を提出することにより、本会を退会することができる。
- 3 準会員は、次の各号の一つに該当したときは、退会したものとみなす。
- (1) 解散したとき
 - (2) 第6条に定める除名をされたとき
 - (3) 破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の申立てをし、又は申立てを受けたとき
 - (4) 年度会費、分担金その他本会に納入すべき費用等を期限までに支払わなかったとき

(除名)

- 第6条 正会員は、本会の定款の定めに従い社員総会の決議によって、除名することができる。
- 2 準会員は、本会の名誉を毀損し、本会の目的に反する行為をなし、又は準会員としての義務に違反したとき等正当な理由があるときは、本会の理事会の決議によって、除名することができる。

(防火材料会員)

- 第7条 会員は、本会の防火材料会員登録規則に定める手続に従い、所管の委員会の審査及び理事会の承認を得ることにより、「防火材料会員」になることができる。
- 2 防火材料会員は、第4条に定める入会金及び年度会費のほかに、登録料及び分担金を納入しなければならない。登録料の金額、納入期限等については本会の防火材料会員登録規則により定め、分担金の金額、納入期限等については事業年度ごとに理事会の決議により定める。
- 3 防火材料会員が本会に納入した登録料及び分担金については、理由の如何にかかわらずこれを返却しない。

(制定改廃)

- 第8条 本規則の制定、改廃は、理事会の決議により行う。

(その他の事項)

- 第9条 本規則に定めのない事項は、その都度理事会において決定する。

附 則

- 第1条 本規則は、2019年9月27日から施行する。
- 第2条 本規則の施行日前日の時点において正会員及び準会員である者は本規則制定後も引き続き正会員及び準会員とする。